

令和7年度 農業用ドローン 操縦技能習得支援事業補助金

農業用ドローンのライセンス取得に関する費用を補助します。

補助金額

講習費用(消費税除)の1/2

上限 15万円



要件

- (1) 市内農業者であること
- (2) 市内圃場での実施
- (3) 事業実施年度の2月末日までに確実にライセンスを習得できる方
- (4) 本事業により資格を取得した者は、農業用薬剤の空中散布に使用するドローン操作に使用すること
- (5) **交付は1農業者につき1度のみ、再受講にかかる経費は補助対象外**

申し込み

免許取得の10日前までに「申請書等」を窓口・メール・FAX等で提出

※申請にあたり見積書が必要です。

※補助金の振込は原則、業者へ代金を支払った後になります。